

第七十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第三十八号

昭和四十八年六月二十九日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 古屋 亨君

理事 横山 利秋君

理事 井出一太郎君

理事 羽田野忠文君

理事 松澤 雄藏君

理事 日野 吉夫君

理事 正森 成二君

理事 小島 徹三君

理事 福永 健司君

理事 稲葉 誠一君

理事 青柳 盛雄君

理事 植木庚子郎君

理事 早川 崇君

理事 保岡 興治君

理事 八百板 正君

理事 沖本 泰幸君

理事 田中伊三次君

理事 香川 保一君

理事 川島 一郎君

理事 田邊 明君

理事 白鳥 正人君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

理事 松本 卓矣君

本日の会議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三号)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

○中垣委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式

会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案

及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関

係法律の整理等に関する法律案、以上三法律案を一

括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。青柳盛雄君。

○青柳委員 私は初歩的な質問から始めたいと思

うのですけれども、商法の目的がどういふところ

にあるかという、別にわかり切った話のようにも

思いますが、企業目的というものは資本主

義的な利潤を追求するといふところにあると思

うのです。そのために企業はいろいろの活動を

いたしますが、その活動のいわば交通整理をするよ

うなものであるのか、そのほかにも何か商法の目

的があるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○川島政府委員 商法は、御承知のように、民法

の特例法として特に商事に関する事項の特則を定

めたものでございます。商法の規定の中には、商

業活動を行なう主体である商人、特に会社等の組

織に関する規定もございまして、また商業の活動

に関するいわゆる商行為に関する規定がございま

すが、いずれも商業活動が専門的、技術的な性格

を持つておりますので、その点に着目して、一般の

私人の日常の活動とは異なる規則を必要とする事

項について包括的にいろいろの事項を規定してい

るということがいえると思ひます。

○青柳委員 私が先ほど質問するときに資本主義

的な利潤といふことは使ったわけですが、それ

も、企業あるいは商業活動の目的はやはり利益と

か利潤といふものを追求めるというところにあ

ると思ひます。それを商法は規制するとい

うか、その活動がいろいろの社会的な意義を持

っておりますから、それを適当に整理をし調整を

つける、そういったようなものであるのかどうか

という質問をしたわけですが、その点はいかがで

うな問題が起こったときについては商法は関知し

ないのかどうか、その点をお尋ねしたい。

○川島政府委員 お尋ねの点は主として営利活

動、商法で申しますれば商行為の関係であろうと

思ひますが、最初に申し上げましたように、商法

は民法の特例法でございまして、基本的には商業

活動につきましても民法の適用があるわけ

でございます。民法におきましては権利の乱用を許

さないとかあるいは信義誠実の原則であるとか公

序良俗に反する行為は無効であるとか、そういった

法律行為が社会に適合して行なわれるといふこ

とを前提とした規定がいろいろ設けておられる

ございまして、この基本、原則の上に立っていろ

いろな法律行為が行なわれる。民法の特例であり

ます商法の定めっております商行為の分野におき

ましても、やはり基本的には民法の原則が根底に

あるわけでございます。したがって、そういう

面から申しますならば、商業活動といふものは民

法の原則として考へて行なわれる社会的な結合性とい

つたようなものを土台にして行なわれなければなら

ない、こういうことになっておられるわけございま

す。

○青柳委員 一般的には公序良俗、つまり他の法

令の適用を受ける場合もあるといふことを前提に

して商法の規定はきめられてあるといふ御説明の

ようでありますけれども、企業といふものは単に

営利だけを追求していくと、これは必ず影響する

わけですね。人間関係といふか、社会的な活動で

ありますから、自分の利益を追求するとかれが

損をするといふ場合もあり得るわけですね。その利

益、不利益といふ場合、不法行為による利益は損

害賠償という形で取り戻されてしまいますけれど

も、商行為による利益といふようなものにもお

のずから限界があるのではないか。そういうことは

当然のことになつておられるのだと言われればその

委員の異動

六月二十八日

辞任 羽田野忠文君

同日 保岡 興治君

補欠選任 木村 武雄君

中村 寅太郎君

委員外の出席者

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省民事局参事官 田邊 明君

大蔵省証券局長 白鳥 正人君

業財務課長 白鳥 正人君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

出席政府委員

法務大臣 田中伊三次君

出席国務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席国務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省民事局参事官 田邊 明君

大蔵省証券局長 白鳥 正人君

業財務課長 白鳥 正人君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員外の出席者

法務省民事局参事官 田邊 明君

大蔵省証券局長 白鳥 正人君

業財務課長 白鳥 正人君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

出席政府委員

法務大臣 田中伊三次君

出席国務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席国務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省民事局参事官 田邊 明君

大蔵省証券局長 白鳥 正人君

業財務課長 白鳥 正人君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員外の出席者

法務省民事局参事官 田邊 明君

大蔵省証券局長 白鳥 正人君

とおりだと思ふのですけれども、何か不法行為あるいは公序良俗違反の商行為であるのかということとを、商法自体として、特殊に明らかにする必要があるのかないのか。この問題は商法の一部改正の審議が始まった時分からいろいろの問題、具体的例を出されて質疑が行なわれたように思ふのですけれども、私も同様に考えるわけなんです。たとえば商法には罰則というのがあるわけなんです。罰則などというものを設けるというものは、それ自体やはり公序良俗違反の行為が商行為としてなされるという前提に於いて、商法自体の中でこれを取り締まる、規制するということが当然のように行なわれているわけですから、そういう問題は、いままで質疑の中からは出され、たとえば買い占めとか売り惜しみのような商行為あるいは公序良俗違反の行為、そういうものについて商法自体の中には何らかの規制を設ける必要はないのかどうか。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

それを設けるとかえって混乱を来たすというようにおそれるものがあるのかどうか。大臣も、違法な行為はびしびし取り締まるべきであるというように御答弁もなさったように記憶しておりますけれども、違法な行為といつても、商法には別にそれ自体規制の規定がないというものは、結局は他の法律にゆだねる結果になるわけですから、それでも関係する場合に何らかの不審はないのですけれども、商法自体の中にも何かそういう規定を設けるというものはできないのかどうか、それをやるのは商法のたてまえに反するかどうか、その辺のところもお尋ねしたいと思ふのです。

○川島政府委員 御指摘のように商法の中にも罰則の規定がございます。これらの罰則の規定は、商法の規制を維持していくために、商法の規定が特に順守されなければならないという場合に、その順守を確保する意味において設けられているというのがたてまえになっていると思ひます。もちろん仰せのように商行為を行なっております会社、その営業活動の部面においていろいろの違法

行為あるいは反社会的な行為を行なう場合がございします。その場合の取り締まり法規にいたしましては、それが商法の規制に触れる場合にはおおむね商法の罰則によってまかなわれたいというところになるかと思ひますが、最初に申し上げましたように商法は一部の商業活動についての特例を定めたものでございします。その商法以外の規制あるいは商法の規定のない事項についての責任に對しましては、商法以外の規定の適用がある。民法の不法行為の規定が適用になる場合もございしますし、刑法の罰則の規定が適用になる場合もございします。というふうな思ひ方でございまして、たとえば公害などにつきましては、主として企業が引き起こす場合が多いわけですが、これは別に公害についての規制法というものがございまして、それによつて取り締まられる、また罰則についても特別法が設けられているというようにいろいろ分かれて行なわれているわけがございします。したがつて商法で規制している事項に關係のある事項につきましては商法自体に罰則が設けられる、しかしそれ以外の反社会的な行為あるいは不法行為についての規制は、商法以外の法律によつてなされるのが現在の法律の立て方であらうと思ひわけでございします。

○青柳委員 公害の問題なども相当やかましいのですが、最近買い占めをしたり売り惜しみをしたりして投機的に商品の価格を上上げる、それは物価全般に悪影響を及ぼすというふうな、商行為が目につくものがあるわけですから、そこで、それは別に法律をきめて、売り惜しみ、買い占めを規制をする特別措置法、いま参議院に回っている政府原案もありませんけれども、あれはあれとして、ああいう中身がいろいろ悪い問題はいまこころでは論じません。ああいうふうな特別法を設けることの意味は私にもわかりませんけれども、それ以前に、一買い占めをする資金というふうなものはどこから出てくるのか。もちろん金融機関から借り受けてこれをそれに充てるという場合も具体的にはたくさんありますけれども、自己の営利行為によつて得た利益を蓄積しておいてその金を買占めに使う。それも商法の株式会社等の規定では目的というものを一応限定しておきまされたいけれども、付帯する一切の事業といったような目的が定款で定められれば、付帯するといふようなことで、本来の事業でないような土地の買い占めというふうなことも行なわれているようでありまして、こういうふうに見てまいりますと、資金の運用などについて規制を加えるということができるものかどうか。商業活動の自由だから金があつたら何をやってもいいんだ、あるいはどんなにもうけても、そしてどんなに資本あるいは資金を蓄積しても一向にこれを規制する必要はないんだというふうなことで商法がいいのかどうか、この点はいかがでしよう。

○川島政府委員 営利活動によつてもうけた金を何に使つてもいいかという問題でございしますが、これは商法のたてまえといつたしましては、商事に關する一般的な原則というものを定めておるわけがございします。で、個人がもうけた金は個人の自由になる、会社がもうけた金は会社の自由になる。もちろん仰せのように、目的の範囲内という制限はございしますけれども、その目的の範囲内でさらに別の商業活動に使うというものは自由であるわけがございします。会社などの場合にはそれを株主に利益を還元するという方法もあるわけがございします。そのいづれをとるかということは会社が自分で定めるといふのが商法のたてまえであります。

もちろん企業によりましては、行政上の監督を加える必要があるというものもございします。そういうものにつきましては、特別な法律が設けられていろいろのこまかい規制がなされるわけでありまして、まあ商法はそういういわゆる行政規制というものは關係のない、一般の商業活動というものを対象にしておりまして、商法自体におきましては、仰せになりましたような趣旨の行政規制と申しますか、そういうものは特に考えていないわけがございします。そういうものはすべて特別法

に譲つておる、こういうことになると思ひます。○青柳委員 それでは、その問題はまた十分解明されたいと思ひますけれども、いま問題になつております商法の一部改正、それに關連する法律の案ですね。この中で、特に監査制度の改正の目的はどのようなところにあるのでしょうか。

○川島政府委員 これは会社が、まあ株式会社でございしますが、かつて粉飾決算というふうなことをいたしまして、それが倒産につながり、社会的にいろいろ迷惑をかけたというふうな事例がございまして、そういう点から会社がみずからの経理を正しくするということが一つの重要な点であると認識されたからでございしますが、それと同時に、取締役が独断するのに対して何らかのチェック機能が必要である、会社の営業活動は自由でございしますが、先ほど先生おっしゃられましたように、社会的な存在として社会に適合した行動をしていかなければならない、ともすればそういう点で逸脱するおそれもないしなないので、そういう点についてチェック機能、チェックする機能を強化する、そういう趣旨で監査制度の改正ということが考えられたわけでございします。

○青柳委員 大体当初から説明されていることを繰り返されたわけでありまして、これは違つて角度から質問したいと思ふのです。粉飾決算を防止するといふ、主としてその目的ですね。これは一体だれのためにそういうことをしなければならぬのか。たとえば株主の利益あるいは債権者の利益とか、その中にはその企業の利益である第三者の利益とか、その中にはその企業で働いている労働者の利益とか、そういうふうないろいろなものが考えられるのですけれども、主としてだれの利益を守るために粉飾決算を防止しなければならぬのか、その点はいかがですか。

○川島政府委員 これは粉飾決算と申しまして逆粉飾の場合もあるわけがございまして、それぞれの場合によつて保護される対象というのは若干異なる面があるかと思ひます。しかしながら、ただいま仰せになりました株主、債権者、取引

先、従業員すべてを含めまして、粉飾決算によつて会社の健全な、会社のあるべき真実の財産状態というものが示されませんと不利益をこうむるおそれがある、その点から生ずる不利益、損害というものを防止するために必要と考えたわけでございしますが、先ほど仰せになりました、すべての者を保護するためであるというふうに考えております。

○青柳委員 これはあらかじめ調査を仰依頼しなかつたので、ちよつと調べてなければやむを得ませんけれども、日本の国民の中で株式会社、株式会社だけに限りますけれども、株式会社の株主になつてゐる人の数というものは人口の中の何割ぐらいであらうか、あるいは株主になる人ではないけれども、上場株を買ひ取る投資家といひますか、そういうような人々の数は一体全人口の中のどのくらいを占めてゐるというような点はいかがでしょうか、おわかりになりますか。

○川島政府委員 その数は、ちよつとわかりません。

○青柳委員 この株主とか投資家とかいふ者の数は、私はつかんだことがないのでよくわかりませんが、私ども、全人口の中でいへば非常に少ないんではないかというふうに考えます。ところが、いわゆる取引の相手方といひますか、直接的な取引の相手方は相当少ないかもしれませんけれども、そこによつてで上がった品物なんかを買ひ取つて、そしてあるいは問屋、あるいは小売商を通じて買ひ取つて消費してゐる者の数は圧倒的に多いと思ふのです。そういうことを考えますと、消費者の利益というものは、粉飾決算も逆粉飾も、含めてですけれども、厳正に行なうということと関係があるのかないのか、消費者の利益というものは予想されてゐるのかどうかということですね。私も、物価値上り苦しいという国民の立場から考へて、この物価を何とか安定させるか、もつと低めることはできないだろうかというやうなことを考へるわけですが、その場合、よく独占価格といわれる、寡占価格などという

ことばも使われてゐるようでありませうけれども、要するに大会社、大企業がつくつてゐる製品、こういうものが非常に高利潤を上げるために価格を引き下げられないで、むしろ引き上げられる場合だつてある。こういうのを別な法律で取り締まるということも不可能ではないわけですが、逆粉飾なんかでばらばらなく利潤を上げてゐる。そのもととはいへば、製品コストは非常に安くなつてゐるのに、つまり生産性が上がつてゐるのに依然として高い値段で販売してゐる。これが物価値上りになり大きな寄与をしてゐる。そういうやうな点についてはこの商法の監査制度の改正というものは何らかの貢献するといふふうにお考えでしょうか。

○川島政府委員 たいへんむずかしい問題だらうと思ひます。と申しますのは、たとへば寡占価格の形成というやうな問題を取り上げても、その原因はどこにあるかといふことから始めなければならぬわけがございまして、現在最もいわれておりますのは、たとえば流通機構が悪いのだというやうなことをいわれております。原価に比べてばく大な宣伝費を使つて、そちらのほうに費やす金が非常に多い、そのために物価も上がるというやうな事情もあるかと思ひます。今回の改正、特に監査制度の改正という関係から考えました場合には、あまり暴利的な行為は監査役が常識を持つて行動すればある程度押さへることはできると思ひますけれども、しかし今回の改正によつてどの程度の効果が期待できるかと申しますと、いまおっしゃいましたやうな問題につきましては、私経済の専門家でもございませぬので、あまり自信を持つたお答えができません。

○青柳委員 私どもは、粉飾決算がいろいろ問題になつて、そして商法違反あるいはその他証取法違反などの規定によつて刑事問題にまでされたという例を見るわけでありまして、その刑罰が必ずしも適正に科せられてゐない、あるいは刑罰法規そのものが軽きに失するといふやうな感じがしないわけでもありません。

(大竹委員長代理退席、委員長着席)

これは商法の責任といふことよりも運用上の責任といふことにもなるのかもしれないが、最近の例でいいますと、四月十三日ごろに、東京地検特捜部が薬品業界の大手である三共による粉飾決算を略式で起訴した。それは、過去十五年間にわたつて逆粉飾をして、それを今度ははしくずしにいひわる粉飾決算にしたといふ、そういう事実のやうであります。これは結局は証券取引法違反といふことで摘発されたわけでありませうけれども、略式で結局は二十万円の罰金を請求された。ところが三共の秘書室長の高藤という人の話では、「虚偽記載について大蔵省に自発的訂正を行なつてゐるので、刑事事件にはなつてゐなかつた。」それから「この決算方法は新薬品を開発するために、蓄えを作るもので健全な経営方針だ。その点は株主や問屋のご理解を得てゐる。薬事法違反の事件ではないので、一般の薬の利用者にはとくにおわびする必要はないと思ふ。」「スピード違反で捕まつて、スピードを出してゐないといつても始まらない」からがまんするんだ、みたいな談話を発表してゐるやうに、読者の四月十三日の夕刊には載つてゐるわけだ。大体企業関係の人たちは、逆粉飾であれ粉飾決算であれ、それは別にそんなに目くじら立ててゐないほどのことではないんだと、こういうやうな考え方を持つてゐるやうです。それから東京証券取引所でも、これを上場禁止にするかどうかといふやうな問題で、特設ポストといふのに一応は入れたやうですが、結局は上場廃止処分にもならなかつたやうであります。こういうことは、いま言われたやうに、粉飾だとか逆粉飾を放任しておけばいろいろ弊害があるんだといわれておつても、業界ではあまり問題にしてないといふやうな感じがしてしかたがないんですが、これは政府、どなたのほうからでも、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○白鳥説明員 三共の粉飾事件につきましては私も非常にたいへん事件だと思つております。先生おっしゃいましたやうに、企業の間に粉飾に

対して罪悪感が薄いのではないかという御指摘でございませうけれども、確かに一ころそういう時期がございまして、特に昭和三十一年から四十年ごろにかけてまして、山陽特殊鋼の事件であるとか、ああいうものに代表されるやうに、粉飾事件が頻発したわけがございしますが、その後私も監査を厳重にするとか、いろいろ通達を出しまして、企業の姿勢を正すやうに強い姿勢を示したわけでございまして、最近におきましてはこの粉飾に対する罪悪感といふものは非常に強くなつておりますといひます。企業の経理を正しくなつてゐるやうにと對する企業の認識は非常に高くなつてきておると感じております。粉飾の数が最近急激に減つてきておるといふところにそのあらわれがあるのではないかと思ひます。逆粉飾につきましては、これは特に企業の経理を厚くするんで、むしろ美徳だといふやうな考えが當時はあつたわけでありませうけれども、これにつきましても、逆粉飾自体、企業の真実な姿をあらわすものではないので、こういうことはやはり将来粉飾につながらず、大きな弊害があるんだといふことで、これに對しても強い姿勢を示してまいりました。最近におきましては逆粉飾に對しても、企業は姿勢を正すやうになつてきております。ただ、先生御指摘になりましたやうに、製品開発引当金といふやうな引き当て金の形で企業の利益を留保してゐるやうな例がございします。しかし、これにつきましても、いわゆる特定引当金といふことで利益留保性のものである。したがつてこういうものを財務諸表の中で費用として掲げることとは適正な経理ではないといふことで、公認会計士の限定意見

を付するやうにいたしております。三共の場合には、いわゆる隠してゐた、ほんとうの意味の逆粉飾、これは一番悪いわけでありませう。そのほかにかういつた製品開発引当金といふやうな特定引当金による経理も行なつてゐましたが、今度新しい事業年度でこれも全部は正しております。なお、三共に対する処分が甘いのではないかと

常に長く行っていたという点では、非常に粉飾の期間が長かったわけですが、これを最近三カ年においては正いたしました、これがむしろいわゆる表の粉飾になったということで問題があるわけですが、発見された段階におきましては、粉飾の残高は全部消えております。そういうこともございますし、訂正報告書によりまして、一般投資家に対する企業の経理内容の開示というものの目的は一応達せられたので、証券当局としては、企業に対する是正処置は行なわれたということでございます。

なお、罰金のことにつきましては、これは大蔵省の所管ではございませんので、

○青柳委員 この商法の特例法、まあ五億円以上の会社については専門家の会計監査、つまり公認会計士あるいは監査法人の監査を受けるということにして、これによって粉飾決算などは規制できるのじやなうかという期待があるようでありまして、従来問題になった株式会社は、すでに証取法のほうで同様の会計監査を受けている。それにもかかわらず、なおかつ粉飾決算は防止できないで、あとを断たなかったという、この点についての何らかの検討というか、反省というか、そういうものは十分なされていたのでしょうか。

○白鳥説明員 粉飾決算が非常に多発いたしましたのは、ただいまも答弁申し上げましたように、昭和三十九年、四十年ころ非常に問題になったわけですが、その後昭和四十一年に公認会計士に対して厳正な監査の実施についてという通達を行ないまして、監査を十分に行なうようにというのを公認会計士に対して徹底しております。同じような通達が昭和四十三年にも重ねて出されております。さらに昭和四十六年の証券取引法の改正によりまして、虚偽記載に対する会社の役員あるいは公認会計士、あるいは引き受け証券会社、こういうものの民事責任を強化し、また刑事責任も強化する、こういう措置をとりまして、粉飾決算に対するきびしい態度を打ち出してあります。

ます。

○青柳委員 そうするときびしい態度というか、私が特にお聞きしたかったのは取締役とかあるいは、監査役の責任を重くするというようなことの問題ではなくて、もちろんそれは重要なことでしようけれども、今度の特例法はとにかく商法の、非上場会社を上場会社と同じように会計監査人に監査をさせることを義務づけるという点にあるわけでありまして、それにはそれなりの何か効果があるということと、そういうことに改正しようとしていっていると思うので、過去において証取法ですでに実施され、しかも過去四十年ころのことではありましようけれども、多発したというのは、一体どういうところに原因があり、そうしてその後通達を出しているの厳重にしようと言われまうけれども、具体的にどういうことをされたことになるのか、その公認会計士あるいは監査法人についての点だけ、先ほど民事の損害賠償のことと言われましたが、それ以外の点で何が行なわれたのか、それをお聞きしたいのです。

○白鳥説明員 御質問の第一点の、粉飾が従来、特に三十九、四十年ころから多発した、これはどういうことなのかという御質問に対してまずお答え申し上げます。

まあこれは、先ほどの御質問の中にもございましたように、会社の中に粉飾に対する罪悪感というものが薄かったという事情が当時ございました。会社として安定した利益を公表して、安定した配当を継続することがまず最良の経営であって、粉飾はそのための必要悪であるといったような意識が当時あったわけでございます。経営者が経理に対する認識が非常に低かったという状況がございました。また、会社の中で経理部の地位が低いとか、そういったようなこともあったわけですが、さらにまた、公認会計士監査を導入いたしましたから、まだ公認会計士が当時におきましては会社に対して十分に指導的機能を発揮するだけの情勢が整っていなかったという点もあるかと思っております。こういったことを勘案いたしました上で、大蔵省におきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、昭和四十一年に公認会計士協会に対して厳正な監査の実施についてという通達を出しますとともに、具体的に、公認会計士の会社に対する指導的機能を発揮することができない一つの理由には、やはり会社に対して十分な力がないといえますが、そういう面をもう少し充実していく必要があるのではないかと。特に会社の規模が大きくなり、事業内容が複雑になってまいりますと、一人の公認会計士で監査をするだけではなかなか十分な監査ができない、また会社に対する独立性が十分保てない、そういったような問題点もございまして、このために、昭和四十一年に公認会計士法を改正いたしました。監査法人制度というものを取り入れております。また、公認会計士個人につきましても、公認会計士協会への加入を義務づけ、公認会計士協会の公認会計士に対する監督を行き届かせるような措置をとっております。また、監査を行なうための監査基準というものを改正いたしまして、監査が徹底して行なわれるような基準を定めております。

また、粉飾防止のための行政面の措置といたしましては、有価証券報告書の重点審査という体制をとりまして、特に粉飾の疑いの濃い会社、問題のありそうな会社、そういうものに對しては、これを重点審査の対象に取り上げまして、徹底した審査を行なう、こういう体制をとっております。

また、先ほど申し上げました証券取引法の改正もこの措置の一つでございます。このような一連の措置によりまして、最近におきましては粉飾の発生状況は著しく減少しているのが現状であります。

○青柳委員 たまたま監査基準というお話が出ましたのでお尋ねしたいのですが、私ども会計学の専門ではありませんので、あまり十分な理解が持てないかもしれませんが、大蔵省に企業会計審議会という機関を設けて、いろいろとそこから答申

とか報告とかいうものを受け取っているようでありまして、その中に企業会計原則というようなものが定められているようであります。これはいま言われた会計監査人が監査するときの基準になるのという関係がありましようか。

○白鳥説明員 企業会計原則自体は、これは企業が経理内容を明らかにするための財務の書類を作成する場合、あるいは企業の会計の処理を行なう場合の一般的な妥当な基準を取りまとめたものでございまして、これに従いまして、ただいま申し上げました監査基準の中では、公認会計士が企業の財務諸表を監査する場合に、企業が企業会計原則に従って経理を行なっているかどうかを監査する、こういう形になっているわけでございます。

○青柳委員 そうすると、監査基準と企業会計原則とは密接不可分の関係があるように私は理解するので、すけれども、その原則が修正をされるというような報告を、昭和四十四年の十二月十六日に報告として提出されたようでありまして、これは大蔵省のほうから諮問するという形でこの修正が出されたのか、諮問とは無関係にこの審議会が何らかの動機から修正ということに決定したのか。いずれにいたしましても私の知りたいのは、修正をしなければならぬ原因が知りたいわけです。それはいかがでしょうか。

○白鳥説明員 御承知のように、先生おっしゃいましたように、昭和四十四年十二月十六日に企業会計審議会によりまして、企業会計原則の修正案というものがつくられたわけですが、これはただいま御審議願っております商法改正、すでにこの案が出てきておった段階にあるわけでありまして、この商法改正案の中に御承知のように「公正ナル会計慣行を斟酌スベシ」という、いわゆるしんしゃく規定が盛り込まれておるわけでございます。それにによりまして商法監査と証取法監査との間の統一をはかるという目的があったわけであり

ます。そこで従来企業会計原則と商法の間に、必ずしも明確な関係が理解されていなかったというよう

な面もございまして、会計基準が不統一であると非常に無用の混乱を生じるというおそれもござい
ますので、商法と企業会計原則との調整をはか
る、こういう観点から、企業会計原則の修正案が
企業会計審議会において審議されまして、昭和四
十四年の十二月十六日に修正案としてこれが確定
したわけでございまして。

○青柳委員 いままで多くの委員から質問が出て
お答えになっていないところがあると思いますが、私も
一々それと一緒に聞いていたわけでもありません
し、また会議録もよく検討してないからダブる
かもしれないけれども、いま言われた商法の規
定とそれから企業会計原則との間に何か開きが
あって、それを一致させる。つまり証取法のほう
では企業会計原則を監査基準にしておけるけれど
も、商法のほうの会計監査はこれと基準が違つて
おるのだというふうなお話ですが、具体的にどの
ころがどういうふうな違つており、それをどのよう
に調整をつけるか。つまり商法の三十二条の改正
案、公正な慣行というものはどうあるべきものだ
という考え方から、むしろ従来ある企業会計原則
のほうへ持つていくということではないに、何か
商法のほうへ妥協するというか寄つていくという
ような形の修正になっているのかどうかですね。
どうも修正というからは、商法のほうへ寄つて
いったのだという感じが受けるわけですね。
そうすると従来はどんな開きがあつて、どのよう
に寄せていったか大体一致できそうかどうか、
それをちよつと重複があるかもしれないけれども
も説明していただきたいと思います。

○白鳥説明員 商法と企業会計原則との間の開き
と申しますか、調整を要するということが必要に
なりましたのは、もともと商法というものは債権
者保護の立場その他の見地から、法的に必要な範
囲において会計に関する諸規定を定めておるわけ
であります。一方企業会計原則は、企業会計の
実務の中に慣行として育つてきたものの中から、
一般に公正妥当と認められるものを要約したもの
でございまして、必ずしも法によって強制されな

いまでも、企業が会計の処理を行なうにあつて
これを尊重されなければならない、そういう原則
であるわけでございます。

そこでどういふ点が調整されたかという御質問
でございますが、具体的にまず商法のほうに歩み
寄つたのではないかと御指摘がございましたが、
これは全面的に商法のほうに寄せたというこ
とではなくて、商法のほうでも企業会計原則に合
わせた点もございまして。

しかし、企業会計原則そのものの修正点、おも
な修正点はどこであるかという点につ
いてお答え申し上げますと、まず一つは継続性の
原則でございます。これは企業会計原則の修正案
の一般原則が七つございまして、その中の五番目
に継続性の原則といわれております規定がござい
ます。ちよつとこれを読んでみますと、「企業会
計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適
用し、みだりにこれを変更してはならない。」

正当な理由によつて、会計処理の原則又は手続
に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に
注記しなければならない。」

これを修正案におきましては、「企業会計は、
その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、
みだりにこれを変更してはならない。」つまり前
段だけにしているわけでございます。後段は全然
どこへもなくなくなつてしまつたのかというところ
ではございまして、この注記の問題は、これは
原則の問題とは違ふというところで、注解のほうに
移しまして、注解の3にこれを規定してございま
す。読んでみますと、「企業会計上継続性が問題
とされるのは、一つの会計事実について正当と認
められる二つ以上の会計処理の原則又は手続が存
する場合である。このような場合に、企業が適
切に会計処理の原則及び手続を毎期継続して適
用しないときは、同一の会計事実について異なる
利益額が算出されることになり、財務諸表の期
間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内
容に関する利害関係者の判断を誤らしめることに
なる。したがつて、いったん採用した会計処理

の原則又は手続について重要な変更が行なわれた
場合には、変更が行なわれた旨及びその変更が財
務諸表に与えている影響額を当該財務諸表に注記
しなければならない。」こういうふうに変更したわ
けでございます。

次に、修正点のおもな点の二番目は、貸借対照
表の中に載せるその他の資本剰余金という問題で
ございまして。現在の企業会計原則におきまして
は、資本の部の記載は資本金の下に剰余金とい
う項目がございまして、この下にさらに資本剰余金
として資本準備金とその他の資本剰余金、二番目
に利益剰余金として利益準備金と任意積立金、当
期未処分利益、こういう分け方になつていたわけ
でございます。これを修正案におきましては、剰
余金の項目の分け方を、一 資本準備金、二 利
益準備金、三 その他の剰余金、こういうふうな
分類にいたしました。これが第二の修正点でござ
います。

三番目の修正点は、損益計算書の形式でござ
います。現在の企業会計原則における損益計算書の
たてまは、当期業績主義、つまり当期の営業に
関連して発生した損益を明らかにするということ
が目的になつておりました。これとあわせて別に
利益剰余金計算書というものがございまして、そ
の項目で臨時的な項目であるとか、過年度損益に
よつて、利益剰余金の計算をしていくわけござ
います。ただ、最近の慣行におきましては、この
利益剰余金計算書と損益計算書を結合いたしまし
て、損益計算書のしりの下にさらに利益剰余金計
算書を続けて書くという、こういう慣行が次第に
発達してきておりまして、いわゆる損益並びに剰
余金結合計算書というふうな形で包括主義に近い
表現の方法が普通になつております。そこで、商
法で定められております包括主義による損益計算
と統一するために、損益計算書の形式を包括主義
に改めたわけでございまして。しかしながら、営業
の経緯を明かにし、当期の業績主義による結果も
はつきりとさせるために損益計算書の区分を四つ
に区分いたしました。

それを申し上げますと、第一区分は、営業損益
計算でございます。ここに売り上げ高、売り上げ
原価あるいは販売費、一般管理費、こういうもの
を繰り込んで通常の営業利益をここに出すわけ
でございます。第二番目の項目として、経常損益計
算という項目がございまして。ここに営業外収益、
費用をあげまして、これを差し引きして経常利益
というものが出るわけでございます。この経常利
益が、現在の当期業績主義による損益計算書の当
期純利益に相当するわけでございます。第三番の
項目として、純損益計算という項目をあげており
ます。ここには、特別利益、特別損失、いわゆる
災害であるとか、そういった臨時的な損益の金額
をここにあげまして、その結果、当期純利益とい
うのを純損益計算の項目のしりに出してくるわけ
でございます。そして最後に、未処分損益計算と
いう項目を設けて、ここで前期繰り越し利益
と、後ほどまた御説明申し上げます特定引当金の
増減、こういったものを盛り込みまして、最終的
な当期処分利益を計上する、こういう形に四区分
の形に改めたわけでございます。これが第三の修
正点でございます。

第四の修正点といたしましては、ただいま
ちよつと述べました特定引当金でございます。こ
れの記載方法を改めました。これは企業会計原則
の注14というところにあるわけでございます
が、その内容、趣旨は、商法の二百八十七条の
二に「引当金」という項目がありますが、これを
企業会計の面では特定引当金というふうに呼んで
おるわけでございますが、このように企業会計か
らいいますと、評価性引当金でもなく負債性引当
金でもないそういった種類の引き当て金で、特に
法令で計上を認められていない引き当て金の記載方
法を明確にしたわけでございます。具体的には、
この損益計算書におきましては、ただいま申し上げ
ましたように、特定引当金への繰り入れ額ある
いはその取りくずし額、こういった金額は、当期
の純損益計算とは区分して未処分損益計算の区分
に掲載する、こういうふうにしたわけでございま

す。

一方、特定引当金の残高につきましては、これは貸借対照表のほうの問題になりますが、貸借対照表の負債の部に計上するということがいたしました。この負債の部の中で、固定負債でもなければ流動負債でもない特定引当金という特別の部を一項目設けて、そこに本来の負債とは区別して、特定引当金を計上する、こういうふうにしたわけでございます。

以上が、企業会計原則修正案のおもな修正点でございます。

○青柳委員 全部を網羅的にお話しなられたので、理解も一応はつくわけでありませうけれども、非常に問題にされている点が幾つかあるようです。

〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕

私は、その全部に触れるわけにはいかないのですけれども、たとえばいま言われた一般原則の第五の第二項が削除された、注解3になったということとは、それ自体、何の変りもないように見えるけれども、これは実質的な変更を意味するという見解ですね、この点は、ただ文章が変わっただけであって、実質的には何の影響もないんだということではないのかですね、その点がどうもいままでたといは「みだりに」という文字が残っているんだから、第二項の「正当な理由」というのはなくなった、つまり注解の「正当な理由」というのがなくなった。正当な理由でないかということ、なかなか人によって判断が違ふから、そういう怪しげな文章は取ったんだというふうな説明も、この修正案をつくる過程に参加した人たちの意見もあるようです。だから、やはり取ったには取っただけの理由があるようなんですけれども、また、いままでの質疑答弁の中では、いや「みだりに」というのは、一項が厳然としてあるんだから別に変わりはないんだというふうなお話もあるし、一体これは「みだりに」ということが注解の中にもやはり生きていて、ただ注記さえすれば、どんな理由であろうと、そんな理由なんかはかま

わないんだという注3の解釈のしかた、だから、せっかく残っている「みだりに」というのも何の意味もなくなってくる、そういうふうなことのなかでどうかですね。要するに修正したのですから、何か修正には修正の根拠というものがあつたわけなんです。それをさばりいうと、どういふことになるのでしょうか。

〔谷川委員長代理退席、委員長着席〕

○白鳥説明員 この商法と企業会計原則とをどういうために調整しなければならぬのかという御質問に対する御答弁の中に申し上げましたように、商法は、法によって規制するというものでございまして、その目的のために規定されているものでございまして、一方、企業会計原則は、先ほど申し上げましたように、法によって規制されないまでも、企業が経理を行なうときに順守しなければならぬ原則である、こういうふうになつていっているわけでございます。ところで、このたびの商法の改正によりましてこの企業会計原則が商法によってしんじやくされるということになりますと、適法、違法性の問題に直接かかってくるわけでございます。したがって、「正当な理由」ということを原則の中にはっきり書いておきますと、何が正当で何が正当でないのか、それが直ちに適法、違法の問題にかかってくるというふうなことで非常に混乱を生ずるという配慮から、この「正当な理由によって」ということが削られたというふうなことも言われているわけでございますが、私もそれといたしましては、企業会計が順守すべき原則として、みだりに変更してはならないというこの基本原則は変わっていないというたてまえ、考え方をあくまで貫いておきます。みだりに変更するというのは、ゆえなくして変更することでございます。したがって、不当な変更があつた場合には、これは公認会計士によつて監査報告書の中に指摘される限定事項となる、こういう考え方は変わっておりません。

○青柳委員 そうすると、証取法の監査の場合の

基準になる企業会計原則は適法、不適法という法的な判断の基準にはなつておらないけれども、商法のほうでそれが公正な慣行という形で入つてくると適法か不適法かという問題の基準になつてしまふから「正当」という文字は怪しいからやめておくというふうな議論というのは、「みだりに」という文字が入つた一項目を残しておく限りは、その議論は全く価値のないものである。つまり、商法の公正な慣行として適法、不適法をいわれる基準としては、やはりみだりに、つまり別なことばで言えば正当な理由なしに変更するということは違法なんだろう、だから当然監査をする会計監査人は違法であるという違法ということばを使うかどうかは知りません。限定意見とか不適正意見とかいうようなお話だそうでありますけれども、まあ裁判的に言ふならば違法である。これは単に不適当とかなんだとかいう問題じゃないんだ、それがこういう判断の基準になつて生きてくるのだ、こう理解していいわけですか。

○田邊説明員 大蔵省からお答えになりました趣旨は、正当な理由を除く理由と、それから会計原則がいつているようなみだりに会計処理の方法を変えたときには、会計監査人としては、不適正といひますか限定といひますか意見を付することになる、こういう御趣旨だろうと思ひます。

法律のほうから考えますと、先生が御指摘になつたように、会計監査人の監査報告書に指摘いたします事項は、要するに決算が定款、法令等に基づいて行なわれているかどうか、そのことによつて会社の決算内容が正しく表示されているかどうかというポイントにしばつて意見を書くことになり上げます。その場合に、継続性の原則に關して申し上げますと、利益操作のために恣意的に会計処理の方法変更をしている、極端な場合は毎期その方法を次から次に変えていく、あるいはいろいろな資産ごとにばらばらにこれを使い分けるといふような場合には、それは利益操作のための恣意的な変更であるといふことで、その変更ではなしにその結果出てきている決算そのものが商法の趣旨に反

している。その趣旨は、商法には実は継続性の原則といふふうな明文の規定は持たないわけですが、これも、本来の趣旨は、商法総則にありますように、会社の財産内容を明らかにするといふ目的があり、あるいは表示の規則といたしましても明確に示さなければならぬといふふうな趣旨の文言を持つておりますから、その本質から考えれば法令違反であらうといふことで、そこで会社の決算そのものが法律に反している、つまり違法の決算であるといふ意見が出る場合は十分予想されると思ひます。

○青柳委員 どうも監査というものが、裁判官が行なう法の解釈適用ほどの拘束力を持つのかどうかという点、また考え直さなければならぬと思ひますけれども、少なくとも限定意見というふうなものがいままで証取のほうでは出ていたわけですし、それから公認会計士が監査をしたときに、強制的にその監査を義務づけられておつてやつた場合があるいは任意の場合か、それはともかくとして、適法、不適法を考へる一つの重要な資料になるという程度のものかどうかですね。これは私には十分に理解できないのですけれども、少なくとも商法の会計監査の場合とそれから証取のほうの会計監査の場合とが、法的な効果において何か分かれていて、商法のほうは厳格であり、証取のほうはそれほど厳格じゃないといふふうな理解のしかたは、ちよつと私は納得しないのです、もしそういう理解のしかたがあるとすればですけれども、だから、みだりにこれを変更してはならないといふことは、証取の場合でも従来どおり行なわれる、そしてそれは常に正当な理由がない限りは変更できないのだとすれば、これは違法なんだといふことは少しも変わっていない。いま田邊参事官のほうからの御答弁では、毎期ごとに変更していく、しかもそれは粉飾決算のようなのを意圖的に行なわれる、これはもう確かに反則だ、こう言われる。意圖しているところがはつきりありますからそういうふうに言われるのだからと思ひますけれども、毎期変えたからといって、

経済情勢がひんぱん激変をしているから別にかまわれないのだというような理屈も特殊にはあるのかも知れませんが、だから一般的に毎期変えればこれはみだりなんだ、そう断じ切れるものでもないと思います。結局は、計算のからくりで粉飾を行なう、そこに問題があるから、そういう意図でやるならば、これは正当な理由がないのだから違法である、こういうことで第五というものは何ら変更はないんだ。ただ注記する理由は、何か注解の中でごまかす説明してあるという程度のものであって、それ以外の何らつけ加えたものでもなければ差し引いたものでもない、こういう理解でいくならば修正の中には入らない。文章は修正になっていくけれども、実質は修正でないんだ、こうはつきり理解してよろしいかどうかですね。

○白鳥説明員 注解の項で非常に詳しく書いてございます。先ほど読み上げました中で特に重要なことを一つ申し上げますと、これは何もつけ加えていないということではございませんで、先ほど読み上げましたけれども注解の末尾の段をもう一度読んでみますと、「したがって、いったん採用した会計処理の原則又は手続について重要な変更が行なわれた場合には、変更が行なわれた旨及びその変更が財務諸表に与えている影響額を当該財務諸表に注記しなければならない。」特にここで強調しておきたいことは、影響額を注記させることとでございます。この継続性の原則のポイントには先生も御指摘になっておりますように、要するに企業がかつてに利益操作をして財務諸表を見る人の判断をゆがめるようなことがあってはいけないうというところが大前提でございます。期間比較を誤らせるような継続性の変更がございました場合には、その変更によってどういう影響が出てきたのかということをはつきりと財務諸表に注記させるわけでございます。この注記を読みますと、前回たとえば減価償却には定率法を使っていたのを今回定額法に改める。これをもし定率法でやっておればこれこれの金額になる、その差額はこれ

れであるということをはつきりと注記させるわけでございます。これによりまして期間比較の誤解をさせないように手当てをする、こういう点が修正案の非常に大きな改善点だというふうに考えられるわけでございます。この注記は当然株主總會などにおいて株主の目にも触れるわけでございますので、したがって、会社としましてもやたらな修正をしますと株主總會でおこられるということ、やたらに手続を変更することに對する一つの牽制になるのではないかと、こういうことでございます。

○青柳委員 それはむしろつけ加えたわけであつて、改正であり前進であるという御説明でございますが、それでは同じことを押し問答してもしようがありません。会計監査人は從來どおりと考えて限定意見を積極的に出す可能性が残っている。これで正当な理由という二項が抜けちゃったから変更があつても注記だけしておけばいいというところから、注記があるからその点については何らの価値判断を加えない。そういうことではなくて、從來どおり積極的に正当な理由の有無を自主的に判断して、そして限定意見を出すということは可能である、この点についていわれるデスクロージャ制度、企業内容公開制度とかいうのだ。そうですが、要するに株主なり投資家が企業の経理内容がわかるようにしておきさすればいいのであつて、正当な不正当かということまで会計監査人が介入する必要はないのだ、してはいけないうのだというふうな、まさに企業にとつてみると都合のいい議論はあるようです。しかしみだりに変更してはならないというのがある以上、これはみだりの変更であるかどうかということは、注記によって一般の人が判断すれば足りることであつて、別に会計監査人が専門的知識をもつて云々する必要はないのだという、そういう企業側に立つてみると限定意見などもうやらせない。会計監査人は企業会計の継続の原則の事実上の配慮というふうなものを持しているような、そういうことではないのだということは強調しておいてもよろしいので

しょうか、どうでしょうか。

○白鳥説明員 この企業会計原則の修正案が出されてからもう四年ほどたつてはいるわけでございますが、その間に書物などでこの解説書であるとか本書が出ております。その中にあるいは企業の立場から、継続性の原則の意味ととにかく注記さえすればいいのだという意見を書いている本もございまして、そういうことはございせん。私も、行政当局としては從來どおり公認会計士は継続性の利益操作となるような不当な継続性の変更があつたときには注記させる、こういうことをはつきり申し上げておきます。

○青柳委員 昭和三十七年八年でしたか、商法の一部改正があつて、「引当金」の項が改正されて、その時分に国会でも審議の過程で議論があつたことのようにありますけれども、引き当て金に負債性引当金というふうなものがあるのは、引当金の中ではないようですけれども、企業の中では負債性引当金というふうなものがあるのだ、そしてそのほか利益を留保するような各種準備金とか引き当て金というのがある。これが商法のほうではそういう利益留保引当金あるいは準備金というものは合理的なものとして許されているのだという、そういう解釈があつて、そして今度の企業会計原則の修正にあつてはそのほうへ寄つていったということがあるのでしょうか。

○白鳥説明員 商法におきましては二百八十七条ノ二という規定がございまして、ここに「引当金」という項目がございまして、「特定ノ支出又は損失三備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス」というふうになつてはいるわけでございます。そこで、企業会計原則の修正案におきましては、こういう法令で認められてはいる引き当て金については先ほど御説明申し上げましたように、貸借対照表においてはその残額を負債の部ではあるけれども流動負債、固定負債でもない、特定引当金という項目を設けて別にはつきりと記載させ

る。一方損益計算書におきましては、先ほど御説明申し上げました四区分のうちの最後の区分に未処分損益計算という項目で特定引当金の繰り入れ額、取りくずし額を記載する、こういう扱いにしたわけでありまして、したがって損益計算書におきましては、第三項目までのいわゆる当期純利益、これには特定引当金の出し入れが入つていない純粋な形の当期の利益が出てくるわけでございます。このようにいたしますことによりまして、特定引当金を用いてかつてな利益操作を行なうことができない、かりにこの特定引当金を計上いたしましたとしても、貸借対照表を見れば、その残高がはつきりと一つの項目にまとめられて出ておりますし、損益計算書を見れば、当期純利益のところには特定引当金を繰り操作しても影響が出てこない、こういうことによりまして、いわゆる特定引当金を逆粉飾に利用するということを防止しているわけでございます。

○青柳委員 むしろ逆粉飾に利用されるのを防止しているという御説明ですけれども、どうも利益をいろいろな名目で隠しておく。だからよほど専門家でないと、そのからくりというものが理解できない。ことに一般株主とか投資家というのはいままでは見抜くことができないんじゃないかという議論もあるのですけれども、その点は、いま説明があつたような手当てによつて専門家の会計監査人がその点を不不正であるというように、つまり逆粉飾であるというように見ることができないのかどうか、そういう可能性は全然封じられてはいるというふうに見てもいいのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○白鳥説明員 この特定引当金は評価性引当金でもなければ負債性引当金でもないもので、法令で認められてはいる引き当て金でございます。したがって、商法の二百八十七条ノ二の、ただいま読み上げました「特定ノ支出又は損失に備フル為」のもの、この商法の規定に該当しないような特定引当金は限定の対象になるわけでございます。

○青柳委員 そうすると、商法の規定による引き当て金というものの理解がよほどしつかりしていないと、これは限定すべき引き当て金である、あるいは準備金であるというように判定を下すわけにはいかなるのですけれども、この企業会計原則の修正でいう法令というのは商法のことをさすとして、商法の規定にいう引き当て金というものは非常に明確なんでしょうか。これが何かあいまいなものであったとすると、結局はものもくみみたいなのだと思うのですけれども……

○白鳥説明員 先ほど読み上げましたように、商法では特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為、こういうふうになつておるわけでございます。したがって、特定の支出とか損失というものが予定されていらないもの、たとえて申しますと、配当平準化引当金というものをもし設けるといたしますと、こういうものは明らかに利益処分によりまして処理が行なわれる、つまり任意積立金で処理すべきものではない、こういうふうに思うわけでございます。

なお、限定をつけるということとつけないというこの意味でございますが、限定をつけるというところは、こういうふうに関連していますよ、正しくない処理をしていますよということというのと同時に、財務諸表を見る人が、監査報告書を見て、このところが操作されているんだな、正しい金額はこういうふうになるんだなということを見て、投資判断を誤らないようにするわけでございます。今度の修正案によりまして、たびたび申し上げておりますが、その点が貸借対照表ではなくて、特定引当金という項目で出ておりますし、損益計算書でも未処分損益計算の項目にあらわれておりますので、当期純利益のほう、第三段階までの項目でははつきりとその金額がわかります。そういう意味では、投資者に対して誤った判断を与えるおそれはないわけでございます。

【委員長退席、大竹委員長代理着席】
○青柳委員 私、あまりこのほうの専門でありま

せんので、この程度であれしますが、法的な手当てですね。昭和四十四年十二月十六日の大蔵省企業会計審議会報告によりますと、記の第三のところに「企業会計原則修正案の趣旨にそい、法務省令「株式会社貸借対照表及び損益計算書に関する規則」及び大蔵省令「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を修正し、両者の一致を図ること」ということが書かれているのですが、この報告はまさに省令で手当てをしなればならぬことを要請しているようですね。これは、この商法の改正が成立する場合には当然両方とも修正する、そして両者の一致をはかる、こういうことが期待されているわけでございます。その点はいかがでしょうか。まず大蔵省のほうから……

○白鳥説明員 この商法の改正案が国会を通過いたしますと、企業会計審議会におきまして、まずこの企業会計原則修正案について、所要の手続を経てこの案をとりまして、正式に新しい修正された企業会計原則として確立するわけでございします。それを受けて法務省と大蔵省とで十分に内容を詰めまして、法務省令にある株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則と大蔵省令にある財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の修正を行なうわけでございします。

○青柳委員 そうしますと、先ほど説明のときに、企業会計原則というのは法律でも何でもないんだというふうなお話もあったと思うのですが、結局はいまの省令という形で法的拘束力を持つようになる、そう理解していいわけですか。

○白鳥説明員 お説のとおりでございます。

○青柳委員 では、法務省のほうにお尋ねするけれども、法務省令のいま読み上げた株式会社貸借対照表及び損益計算書に関する規則というものは、企業会計原則の修正されたものに照応して、それからまた大蔵省のほうでつくる大蔵省令と照応して上がるということになれば、三十二条二項の公正な慣行をしんしゃくするということとは、しんしゃくして一々具体的なケースについて

云々するのではなくて、しんしゃくした上で省令できめてしまおうというふうにも理解できるのですか、その点はいかがですか。

○田邊説明員 大蔵省お答えのとおり、両方の規則の調整をいたすわけでございますが、商法の計算規則のたてまえは、会社の計算の実質に關してはすべて法律で定めてあり、その計算に基づく記載の方法、表示の方法というものを規則に授權されておる、こう考えておるわけでございします。そこで、規則修正の内容をいまして、計算の実質的なものに関する変更ということはありません。いわけでございします。そして、とりあえず予定しているような問題を申し上げますと、先ほど先生が御指摘になりました会計原則という継続性の原則に関するもの、これは規則では三條で、現在、そういう会計処理の方法を変更したときはその旨を記載し、こういつておるのですが、会計原則で修正されたように、これは表示の方法といまして関係者に変更の内容を具体的に知らせるよう改正をいたす、そういう手順を考えております。その他、引き当て金に關しましては未処分損益の計算の中であつて、関係者に対する情報をこまやかにしようという趣旨の改正をするわけでございします。しかしその場合でも、この種の規定は商法及びその関係の法令として商業帳簿の作成に關する法令でございますから、その法令を解釈いたしますときはやはり会計の慣行というものをしんしゃくするといふ関係で、慣行を素材として判断するといふ場面は当然出てまいります。お尋ねのように規則は法律に基づいておるものでございしますから、法令として当然働く、規制の根拠になる、こういうたてまえになると思ひます。

○青柳委員 いまの三條は、変更したときには云々という、いま言ったようにこまかな注解のようない内容の文章を入れる予定だというお話でございした、その原則の中にみだりに変更はしないことという、それは入れないのでしょうか。

○田邊説明員 その直接の文言はすでに商法の終則の中、それからいま申し上げました規則の二

条の中に入っていると一応考えているわけでございします。

○青柳委員 もうあまりこまごましたことはやめまされども、ディスクロージャー制度というもののですね、これはどうも証取法のほうに関連した概念のようですけれども、商法でも貸借対照表、損益計算書を公開するというようなことがもう当然のこととして行なわれているわけですから、それ自体、これも企業内容の公開制度だといつてもおかしくはないのですけれども、何かそれ以上のものをこの制度には内容として持っているのじゃないかという気もするのですが、この点は法務省のほうではどうお考えになっておりますか。

○田邊説明員 計算の公示の方法の問題でございますが、現在商法では株式会社に関して、決算の結果株主総会で承認を得ました貸借対照表を公告しろという規定を持っております。そのほかに会社の本店、支店等にこれらの計算関係の書類を備え置いて、利害関係人の閲覧に供するといふ制度をとっております。しかし公告の面につきましては、一般にいわれておりますように必ずしも百万の株式会社がすべてこの法令を順守しておるといふ保証がないような現状でございます。そこで、この一般公開の面につきましては、商法上も大きい問題として昔から取り上げられて検討が進められておるわけでございします。それは、公示方法をめぐって大会社、中小会社にとつてそれぞれ適当な方法は何かという問題に常に突き当たつた結果、今回の改正法案の問題と同じように、やはり会社別にその公示方法を考慮すべきではなからうか、こういう点で議論が詰まつてきております。もし今度の改正法案が成立いたしますと、いま申し上げた観点でさらにこまかい検討をして、それぞれ適当な、合理的な公示の方法を考えるべき段階に来ると思つております。

○青柳委員 この企業内容を公示するということ、企業の秘密といふか、何か資本主義経済のもとではお互いに競争が前提になつておるから、何でもかんでも公表してしまつたのでは企業

が成り立っていかぬ。だから、おのずから公開という問題にも限度があるみたいな議論がまことしやかに言われているのですけれども、特に私どもが問題にするのは、労働者が賃上げを求めても、それは利益があがっておらぬのだから、生産性を向上するように働けば結局はパイが大きくなるからそこから分けてやろうという話で、企業の内容をあらささない。つまり、もうかつていてもあまりもうからないようにする。それから製品が非常に高い。カラーテレビが原価は四万円かそこらのものを十何万円で売りつけるというようにこれはだめじゃないかと、業にしてみてもそうだと思う。だから、原価が明らかにされないという事は、これは一般消費者にとつてみてたいへん困ることなんです。いろいろの資料に基づいておのずから原価というのはこんなものだろうという点が見がついて、それにしても高過ぎるのじゃないか。だから買わない。主婦連の人たちがカラーテレビは買わないという事でだいがんばられたこともありますが、そういうふうには、この制度というものは企業の秘密と称するものに制約を受けるのかどうか、この点はいかがでしょう。

○白鳥説明員 現在商取法上のディスクロージャーの制度におきましては、有価証券報告書を提出いたしますと、それが公衆縦覧に付されるわけでございますが、その場合、企業の秘密の必要によつてその一部分について公衆の縦覧に供しないことを大蔵大臣に申請した場合に、その部分については公開をしないというようにする規定がございますが、この場合の企業の秘密と申しますのは、非常に重要な特許権があるとか、そういう問題でございます。いま先生のおっしゃったような、住民あるいは一般公衆に対して企業がこれは企業の秘密だから隠したいというようにして乱用するようなことは絶対にできないようになっております。

○青柳委員 法務省のほうではどうお考えでしょう。

○田邊説明員 商法のほうのお尋ねの問題でございますが、先ほど申し上げたように、商法は貸借対照表、損益計算書あるいは利益処分に関する書類、そういうものは株主、債権者一般に縦覧を認めているわけでございますが、お尋ねのような問題の商品の原価というふうなものをさぐり当てる帳簿書類というものは、株主の一定の資格に限って、発行済み株式の十分の一以上を持つている者に限つてこれを見せるという制度をとつております。これがはたして妥当かどうかという問題であるかと思ひます。現行商法は、おそらく発行済み株式総数の一割以上を持つような、会社の所有者と考へていい人たちが、そういう者に許している、そういう制度でございますので、御指摘の点はたいへん大きい問題だと思ひます。

○青柳委員 その問題、では大臣にお尋ねいたしますけれども、さつきも私、申し上げましたから、くどくどは申し上げませんけれども、最近独占価格がたいへん問題になつてゐるわけですね。だから、こういうものを防止するといひますか、要するに、一般消費者にむかへて行つてしまふわけでありまして、企業が一定の利潤をあげるという事は、それはいまのいゝゆる自由経済社会でこれを禁止するわけにいきませんけれども、これを十分に調整するといひますか、わかりやすいえは、あまりもうけ過ぎないようにさせるというふうなことを商法の中で規定することがかりにできないか。私どもの共産党では、国会に一定の権限を持つた委員を設けて審査をする、そして適切な措置をとれるような権限を付与するといふようなことがあつていいのじゃないか、そうすれば、独占価格というものは非常な弊害をもたらす部面において正されるのじやなからうかといふふうな考へてゐるわけですね。こういう例は諸外国にもあるように、わが国でも研究してみよう必要があるのじやないか。企業の秘密といふようなことは、いま田邊参事官も株主には見せるというわけ

けですから、おのずから秘密はその辺では解消されてしまつてゐるわけですね。だから、株主に見せられるものならば、国会という国民の代表の機関の中で特別な機構を設けて、そして一定の資料を提出させてこれを調べていくといふようなことは可能ではないだろうかといふふうに、決して憲法二十九条と抵触するものではなくて、経済統制とかなんとかいふことではないのじやないか、全く自由主義経済をおかすものではないのじやないかといふように思ふのですが、いかがでしょう。

○田中(伊)国務大臣 自由主義経済のもとにおいては利益の追求は自由であるといふたてまえも言えぬことはございませうが、いま先生仰せのうちに、何としても、企業には申すまでもなく社会性を十分認識をせしめなければならぬ、こういう点から申しますと、商法の中に規定ができません。いまでも、何らかの方法で、いま申しました社会性という見地に立つてこれを究明する、明らかにする方途は研究する余地がある、検討をしてみなければならぬものだ、こう考へております。

○青柳委員 最後に一点だけ。大企業、大商社が買い占めをしていて、いろいろの弊害をもたらしていることはここでくどくど申し上げませんが、そういう中で、大手商社への高級官僚の天下り状況というものが調べられてゐるわけですね。だから、一々ここで読み上げませんけれども、たとえば丸紅の現在の副社長の松尾さんという方は通産省の通商局長をやつた方だ。そのほか現専務とか現常務といふような人たちが、会計課長をやつた人だとか、北海道開発庁の事務次官をやつた方だとか、伊藤忠でも日綿でも三井物産でもどうもいづれ劣らぬ元高級官僚の方々のようであります。過去においても住友、伊藤忠、トーマン、丸紅その他にわたる買い占め大手の企業、商社の重役さんに役人が来ている。それからそういうところから商社の政治献金というものが非常に目立つわけなんです、国民協会、これは自由民主党におもに政

治資金を提供する機関のようでありまして、これに三井、丸紅、伊藤忠、三菱、日商岩井、トーマン、安宅、住友商事、日綿、あるいは兼松といったようなそれぞれの大手商社から献金がついておる。こういうような状況でございますので、これを改めない限りは、私は、それだけではないと思ひますけれども、こういう点があつて、そして買い占め、売り惜しみなどに対する政府の規制といふようなものが行き届かないのじやないか。今度監査制度を充実して業務監査もできるようにする。そこで有能な監査人があらわれて、取締役の暴走を阻止するといふ構想は、それ自体可能であれば何らかの効果を發揮すると思ひますけれども、こういうお役人が大手の企業や商社に天下りをしてゐるというふうなことで、それから時の政府を構成している与党のほうに、政治献金もつぱらそういうところから提供されるというふうな状況、これは決して問題になつてゐるような売り惜しみ、買い占めのようなもの、こういうものを防止するのに役立たないのではないかと、むしろ有害ではないかといふふうな考へるわけですね。それだけども、大臣はどうお考えになりますか。それだけお尋ねをして、私の質問は終わりにいたします。

○田中(伊)国務大臣 現実の問題として、いまお話しするような天下りであるとか政治献金というふうなことが売り惜しみ、買い占め等の財政、経済関係の地盤というものに何らかの影響があるのではないかと、いふお尋ねの御趣旨はよくわかるのであります。さういふ関係といふものは願ひに入れない、そんなことを入れるわけがございません。それは売り惜しみとか買い占めとして、これが反社会性のものであり、法規違反のものであります。処分をしてゐることは厳正、公平な態度でそのごらんをいただきますとわかつておりでございます。

○青柳委員 終わります。

○大竹委員長代理 次回は、来たる七月三日火曜

日午前十時理事会、午前十時十五分委員会を開会
することとし、本日は、これにて散会いたしま
す。

午後零時五十分散会

昭和四十八年七月十六日印刷

昭和四十八年七月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局